

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
「STANAG等装備品の相互運用性向上」に係る調査	教訓研本研-Z 2 3 0 0 2 2	
	承 認	令和 5 年 月 日
	作 成	令和 5 年 1 2 月 4 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部で実施する「STANAG等装備品の相互運用性向上」に係る調査（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1の1.2による。

1.2.1 NATO (North Atlantic Treaty Organization)

北大西洋条約機構をいう。

1.2.2 STANAG (Standardization Agreement)

NATO加盟国の間で軍事技術及び弾薬、装備、兵站などを共通化するための標準規格であり、これらを加盟国間で適用するための合意を規定する標準化文書をいう。

1.2.3 NDS (National Defense Standard)

国定規格(日本産業規格)が定められていない場合において、装備品等の標準化のため必要があるときに防衛大臣が制定する技術的な標準をいい、日本産業規格の規定に準じ、装備品等がその目的を果たすために備えなければならない要求事項、試験方法について防衛省が定めた規格をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書等

GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）
[防装庁（事）第3号（31. 1. 9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装プ武第188号（31. 1. 9）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[陸幕装計第34号（令和元年5月29日）]

1.3.2 関連文書

I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管庁第807号（3. 1. 21）〕

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.2項に示す調査を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、調査の成果を文章化し、3冊印刷するとともに、成果データを記録したCD1枚を作成し、教育訓練研究本部研究部第1研究室（以下、「第1研究室」という。）の確認を受けた後、官側に提出するほか、プレゼンテーションにより、官側に報告する。また、プレゼンテーションに用いた資料を1冊印刷するとともに、データを記録したCD1枚を作成し、第1研究室の確認を受けた後、官側に提出するものとする。
- c) 本役務に使用されるCD-Rは、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、本役務に使用されるCD-Rのサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクの対策等を行うものとする。
- d) I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2による。
- e) 契約の相手方は、研究の実施にあたり、中間報告及び最終報告を実施するとともに、適宜、調査実施状況を官側に報告するものとする。
- f) 細部は、官側との調整による。

2.2 資格等

- a) 業務に従事する個人（以下、「業務従事者」という。）のなかに、STANAG等の調査に関し、英語もしくは仏語により読解・情報収集する能力を保持する者がいること。
- B) 前記a)の業務従事者が、前記a)に掲げるほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国語及び外国語能力）等を有すること。

2.3 調査

2.3.1 調査の目的

NATO加盟国等との装備品等の相互運用性の向上を図ることを目的として、STANAG等の国際的な標準規格への対応に係る我が国の防衛装備・技術に関する諸政策に資する提言事項を明らかにする。

2.3.2 調査分析項目

調査分析項目は、次による。

- a) 主要な陸上防衛装備に関するSTANAGにおける開示情報とNDSとの差分に係る調査
なお、主要な陸上防衛装備とは、戦車、装甲車、武器車両、火砲、誘導弾及び無人装備のことをいうものとする。
- b) a)の分析を踏まえ、我が国がNATO加盟国に対する装備移転を促進するための提言の一案を案出（移転の適する装備、補給品等の検討、NATOカタログ制度活用推進に係る事項等）

2.3.3 調査分析の方法

a) 調査分析の方法は、表 1 による。

なお、これらの方法によって調査分析を行う場合に、契約履行期間における防衛省に所属する自衛隊員に対して直接または間接を問わず調査分析依頼を行ってはならない。

表 1－調査分析の方法

番号	方 法	注 記
1	インターネット，公刊情報などの活用	活用にあたっては，出典などの根拠を明確にするものとする。
2	企業等からの聞き取り	聞き取った情報については，聞き取った企業を明確にするものとする。
3	その他，契約の相手方が独自に有する調査分析方法	調査分析方法については，官側に概要を説明するものとする。

b) 細部は，官側との調整による。

2.4 本役務の実施体制

契約の相手方は，本役務の実施に当たり次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官側と協議するものとする。

a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務従事者を確保すること。

b) 前記 a) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる勢にあること。

2.5 提出書類等

提出書類等は，表 2 によるものとし，官側の対応窓口である第 1 研究室の確認を受けた後，提出するものとする。なお，電子記憶媒体の記憶方式については，第 1 研究室との調整による。また，契約の相手方は，当該電子記憶媒体について，提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表 2－提出書類等

番号	提出書類等	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書（作業工程表）	A 4	1 式	契約締結後，速 やかに	第 1 研究室
2	作業員名簿	A 4	1 式		
3	調査成果報告書（紙媒体）	A 4	3 冊	令和 6 年 3 月 2 9 日	
4	調査成果報告書（電子データ）	C D－R	1 枚		
5	プレゼンテーション資料（紙媒体）	A 4	1 冊		
6	プレゼンテーション資料（電子データ）	C D－R	1 枚		

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

契約の相手方は，本契約の履行に当たり，直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用，その他への公表等は官側の許可なく行ってはならない。また，本契約終了後も同様とする。

4.2 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、官側が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、

1.3.1 b) 陸幕装計第34号（令和元年5月29日）「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、官側が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保証する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

4.3 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料等の閲覧に関する事項
- b) その他契約履行に必要な事項

4.5 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。